



三条市

食育の推進と

農業の振興に

関する計画



三条市



はじめに

食は生命の源であり、農業はその食を支える大切な産業の一つであります。

三条の豊富な水と肥沃な土をいかし、先人たちがたゆみない努力を重ねてひらき守り続けてきた農地では、米を始め野菜、果物など、四季折々の多種多様な農産物が栽培されています。私たちは日々の暮らしにこれらの実りを取り入れ、家族や親しい人たちと笑顔で食すことで心身の健康を保ち、長い時をかけて地域の食文化を伝承してきました。この三条の食に彩られるかけがえのない風景を次世代に残していくために、私たちは心身の健康を支える食と、食を支える農業の価値を十分に理解し行動することが大切です。

本計画は、これまでも取り組んできました米飯食の推進に加え、共食を通じた健幸づくり、消費者と農業者の相互理解による地産地消の更なる推進、価格決定力のある農業者の確保により産業として成立つ農業の確立、多様な農業者の確保などによる地域農業の持続的発展を柱に策定いたしました。また、食と農は、平成 27 年 4 月にスタートさせた総合計画の多極分散型社会の堅持に適う暮らしの場の維持にとって欠くことのできない、人と人とのつながりや生業の創出にも極めて大きな役割を担うものと捉えております。

これまで脈々と受け継がれてきた食と農の文化を大切に継承し、それらが持つ潜在的な力を更に引き出し、これからの時代に対応した形へと進化させていく努力を積むことで、このまちの価値が更に高まるものと考えております。

本計画が目指すまちの姿『食と農で支える「健幸」なまち』の実現に向け、市民の皆様とともに歩みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定に御尽力いただいた全ての皆様に心から感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

三条市長 **國定 勇人**



目次

第1章	計画の概要	
1	第2次計画の成果と検証	4
2	計画策定の趣旨	4
3	計画の位置付け	5
4	計画期間	5
第2章	計画の取組の方向性	6
第3章	施策の展開	
1	食育の視点「食を通じた健康づくり」	9
	【現状と課題】	
	【基本方針と主要施策】	
	(1) 望ましい食習慣の定着	
	(2) 食育推進機運の醸成	
2	食育と農業の視点「食と農で豊かな暮らしの実現」	18
	【現状と課題】	
	【基本方針と主要施策】	
	(1) 地産地消の推進	
	(2) 農村環境の保全	
3	農業の視点「持続可能な農業基盤の確立」	23
	【現状と課題】	
	【基本方針と主要施策】	
	(1) 産業として成り立つ農業の確立	
	(2) 地域農業の持続的発展	
4	主要施策以外の取組	29
5	成果指標	31
第4章	計画の推進体制	33
資料編		34
資料1	三条市食育の推進と農業の振興に関する条例	
資料2	三条市食育推進及び農業振興審議会委員名簿	
資料3	三条市食育推進及び農業振興審議会規則	

第1章 計画の概要

1 第2次計画の成果と検証

三条市は、これまで「三条市食育の推進と農業の振興に関する条例」に基づき、「第2次三条市食育推進計画（平成23年3月策定）」と「第2次三条市農業活性化プラン（平成25年1月策定）」を策定し、取組を進めてきました。

食育の推進においては、米離れや朝食欠食の増加等の食習慣の変化を要因とする生活習慣病の増加に対応するため、「バランスのとれた朝食習慣の定着」や「米飯を主食とした日本食の実践」、「地産地消¹の推進」を目標に掲げて取組を進めてきました。その結果、肥満者の減少、子どもの健康状態の改善などの成果をあげるとともに、地場農産物利用の啓発活動による地域農業の支援を行うことができました。しかし、子どもの睡眠不足が朝食欠食を助長していること、子どもや高齢者の孤食²が情緒面へ影響していること、食育推進に対する関係者の意識が不足していることなどの解決すべき課題が明らかになりました。

農業については、人口減少や少子高齢化による農産物需要の減少、嗜好の多様化等による外国産農産物の輸入増などの影響もあり国内農産物価格の低迷が続いています。農産物価格の低迷は農業収入の減少を招き、将来の見通しが立ちづらい中で農業の担い手不足が表面化してきました。

これらに対処するため、第2次農業活性化プランにおいては農業振興の対策として、「所得の向上」と「担い手の充実」に焦点を当てて取組を進めてきました。これらの取組を通じて、認定農業者³への農地集積の増加や地産地消の推進を通じた地場農産物に対する市民意識の醸成等いくつかの成果を上げました。

しかし、その後も主産物である米の価格は下落が続き農業経営は厳しさを増し、離農者の増加や新規就農者が少ないことなどが地域農業の活力の衰退や担い手不足等につながり、地域で行われてきた農業生産基盤の維持体制にも影響を及ぼし始めています。今後は農業経営支援に重点を置いた農業振興策にとどまらず生産基盤の維持も含め、地域全体で持続可能な農業に向けた取組を考えていく必要があります。

2 計画策定の趣旨

本計画は、「第2次三条市食育推進計画」と「第2次三条市農業活性化プラン」を総括した上で、加速する少子高齢化や人口減少を始め、女性の社会進出、価値観や生活様式の多様化、医療費及び介護費の増加、食の多様化など多岐にわたる社会情勢を踏まえ、条例の基本理念を具現化するために必要な取組を計画的に推進するため、今後三条市として対応すべき課題を明らかにし、一本化した新たな計画として策定します。

¹ 地産地消 地元で生産されたものを地元で消費する行為

² 孤食 一人でする食事

³ 認定農業者 市町村から農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農業者。農業の担い手として国、県、市等が重点的に支援

3 計画の位置付け

本計画は、食育の推進と農業の振興に関する基本的方向性を示すものであり、「三条市食育の推進と農業の振興に関する条例」第3条の基本理念の具現化のため同条例第9条の規定に基づき策定するものです。

4 計画期間

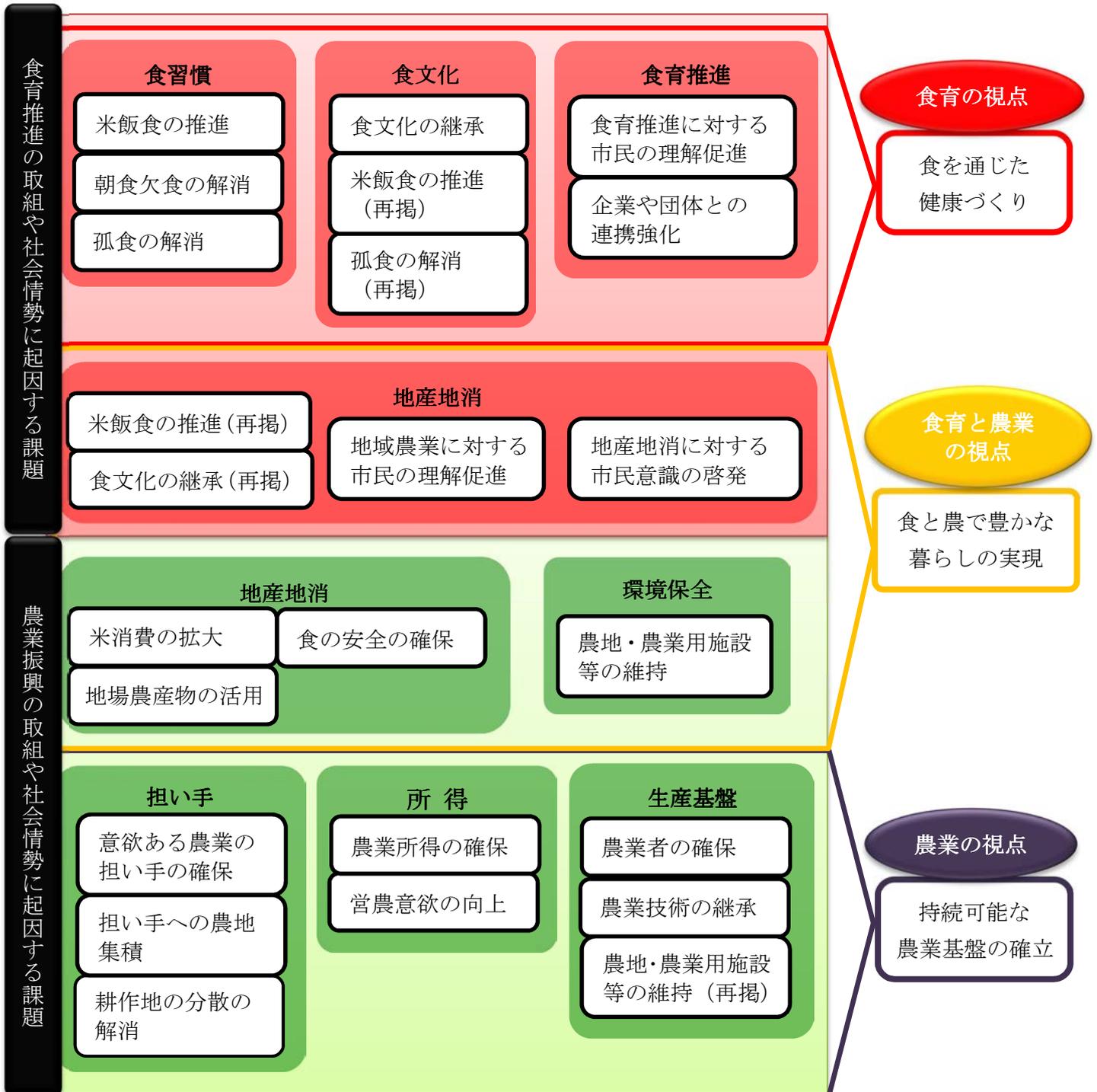
本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、計画期間中においても、必要に応じて見直しを行います。



ネイチャーフォトグラファー あまの たかし 天野 尚氏
八木ヶ鼻から見た下田郷(5月中旬撮影)

第2章 計画の取組の方向性

条例の基本理念の具現化により目指すまちの姿を「食と農が支える『健幸⁴』なまち」とし、これまでの取組の検証結果を踏まえ、社会情勢に起因する課題にも対応可能な計画となるよう、「食を通じた健康づくり」「食と農で豊かな暮らしの実現」「持続可能な農業基盤の確立」の三つの視点を持って取組を進めていきます。



⁴ 健幸 「健」康で「幸」せという意味の造語。身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活が送れること

1 食育の視点「食を通じた健康づくり」

これまでの取組の検証結果から、朝食欠食や米離れに歯止めがかからず、栄養バランスの乱れから生活習慣病の増加が心配されること、孤食の増加が子どもの心身の健康に影響を及ぼしていること、さらに和食の作法を知らない子どもが増えるなど食文化の継承⁵が心配されることなどの実態が明らかになりました。また、食育関係者の自発的な活動や取組が不足している実態などから、市民の食育推進機運を高めていく取組が必要です。引き続き、市民一人一人が健康で幸せに生きるため、「食べる力⁶」を育てることを目指し「食を通じた健康づくり」に取り組んでいきます。

2 食育と農業の視点「食と農で豊かな暮らしの実現」

国の食料自給率は40パーセントを切り、これは食の多様化等による諸外国からの輸入食料が増加していることが一つの要因となっています。食料の輸入は、輸出国の経済事情や政治情勢、世界的な需給動向、地球温暖化等の影響を受けやすく、輸入への依存は食料の供給を不安定なものにしています。また、食品の製造過程での有害物質混入事件など、その安全性という面も心配されます。一方、加速する米離れは、健康面への影響や食文化喪失に加え、米価の下落、農業担い手の不足、耕作放棄地の増大等、地域農業の衰退につながるおそれがあります。

本市において、食料を安全に安定的に供給する体制を確かなものにするために、これまでも増して地産地消を推進する必要があります。地域農業への理解促進、米を始めとした地場農産物の消費拡大、食文化の伝承⁷に取り組むとともに、農業の多面的機能の理解促進により市民の原風景ともいべき農村環境を保全し、市民の健幸と地域農業の持続的な発展を目指し「食と農で豊かな暮らしの実現」に取り組んでいきます。

3 農業の視点「持続可能な農業基盤の確立」

農産物価格の長期的低迷や価格変動等により、農業経営は農産物の生産を重視し販売を市場等に委ねてきた従来からの手法のみでは、先の見通しが立てづらくなっています。また、農業者の高齢化や下げ止まらない米価による営農意欲の減退で離農が進むことが予想されます。さらに、多くの農業経営は農業で生活に必要な所得を確保できていないため農業者が減少する一つの要因となっています。このまま農業者の減少が続くと、これまで地域の多くの農業者で担われてきた農地・農業用施設⁸の維持に支障が生じかねません。

そこで、農業が産業として成り立ち地域農業が維持、発展していくことを目指すため「持続可能な農業基盤の確立」に取り組んでいきます。

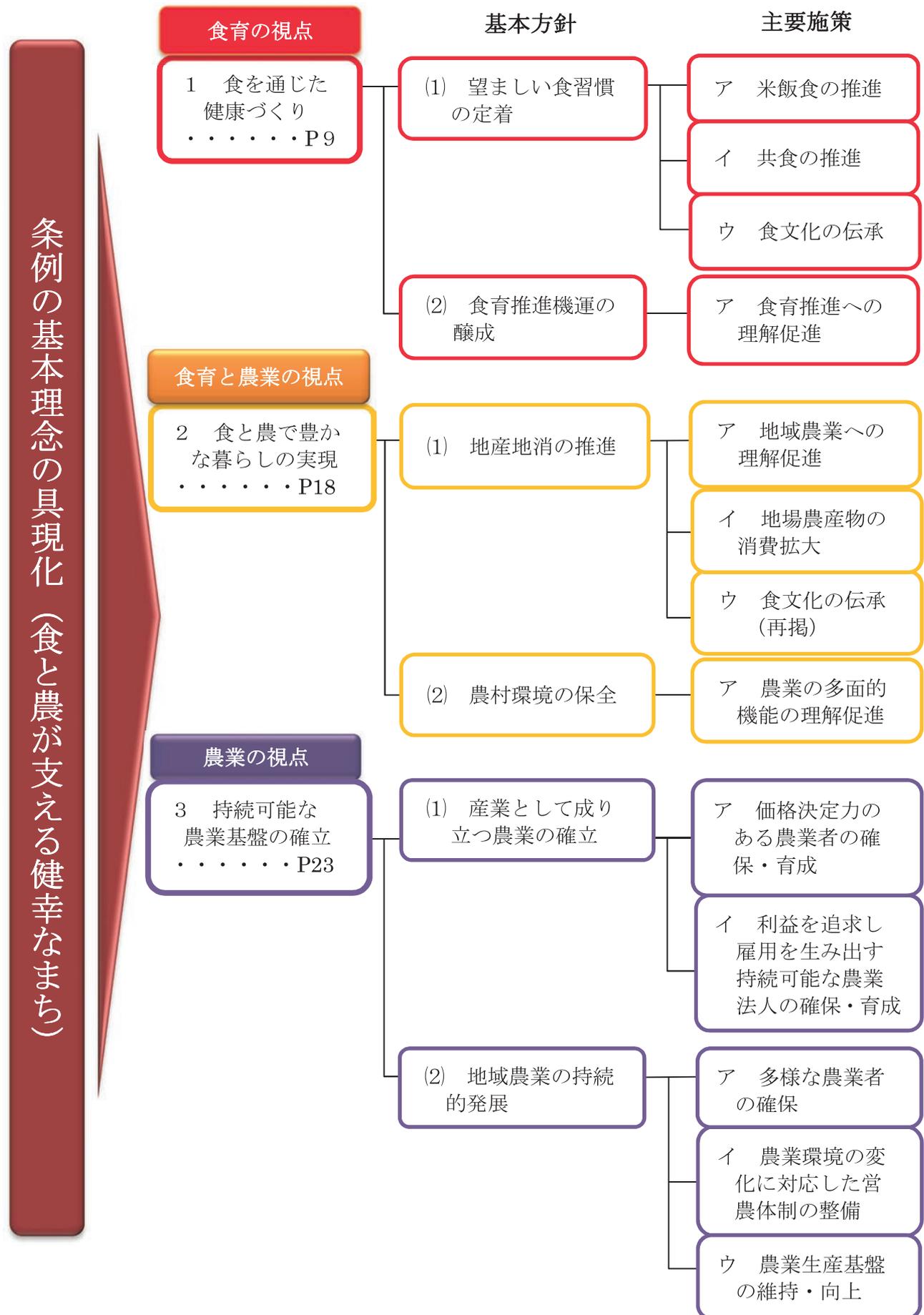
⁵ 食文化の継承 親や祖父母等から食文化を引き継ぐこと

⁶ 食べる力 「自らの食について考え、健康に配慮した食事を選択する力」及び「食べられる幸せに感謝し、心豊かな食生活を営む力」のこと

⁷ 食文化の伝承 古くからある食文化を前の時代から次の時代に受け継ぐこと

⁸ 農業用施設 集出荷場、穀類乾燥調製貯蔵施設、農業用排水施設、農業用道路及びため池など

4 施策の体系図



第3章 施策の展開

1 食育の視点「食を通じた健康づくり」

【現状と課題】

近年の核家族化や女性の社会進出、勤務形態や価値観の多様化、さらにコンビニエンスストアや外食産業の進展による調理の省力化等を背景に、かつての米飯を中心として多様な副食を組み合わせる食生活様式から個人の好みに合わせた形へと食の多様化がさらに進みました。これにより、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食欠食に代表されるような食習慣の乱れに起因する生活習慣病が増加しています。第1次及び第2次食育推進計画では、増加する生活習慣病の要因の一つは、市民が米飯を食べなくなっていることではないかとの仮説のもと、米飯食の推進を始め、朝食習慣の定着、地産地消の推進に取り組んできました。

その結果、食生活の多様化が進む中、「主食・主菜・副菜をそろえて食事している者の割合」(図1)や「主食に米飯を食べる者の割合」(図2)は現状を維持することができました。また、子どもの肥満者が減少傾向を示している(図3)など一定の成果を上げるとともに、主食、主菜、副菜をそろえて食事をしている者は、主食を米飯にしている割合が高いこと(図4)が明らかになりました。

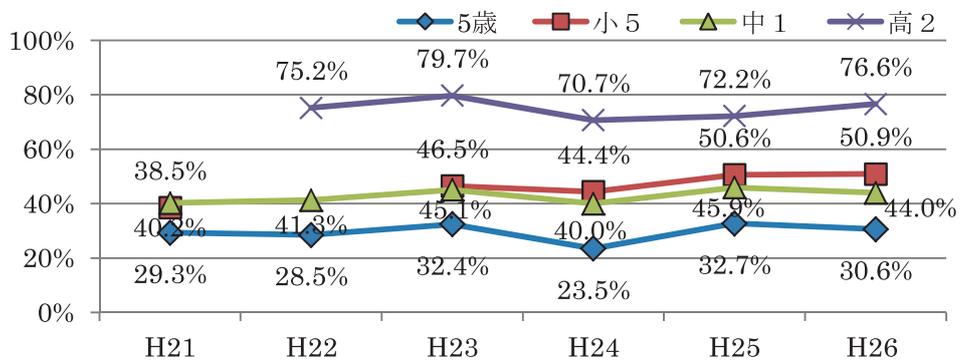


図1 主食・主菜・副菜をそろえて食事している者の割合の推移 資料：三条市調べ

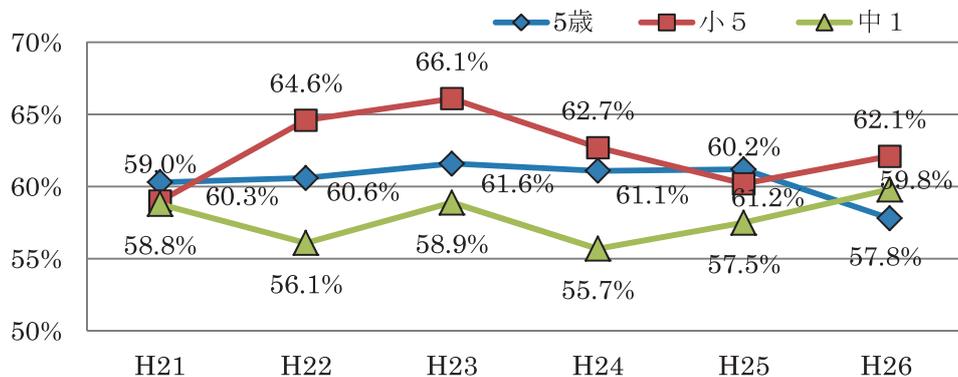


図2 朝食の主食に米飯を食べる者の割合の推移 資料：三条市調べ

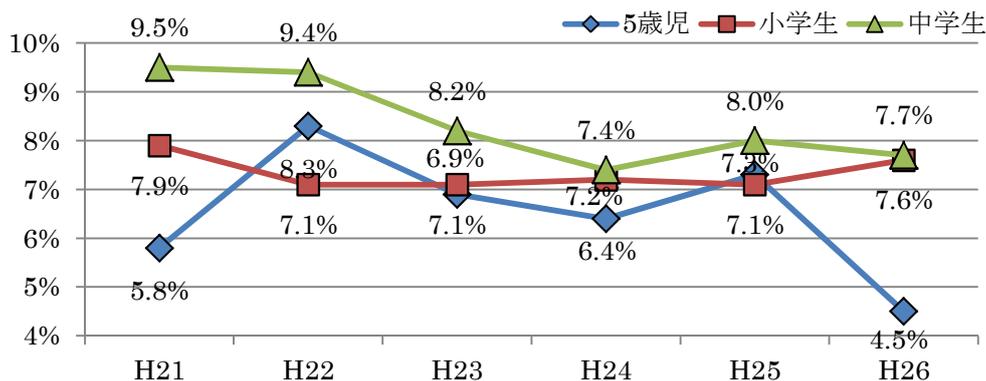


図3 肥満者の割合の推移

資料：保育所肥満調査、学校保健統計

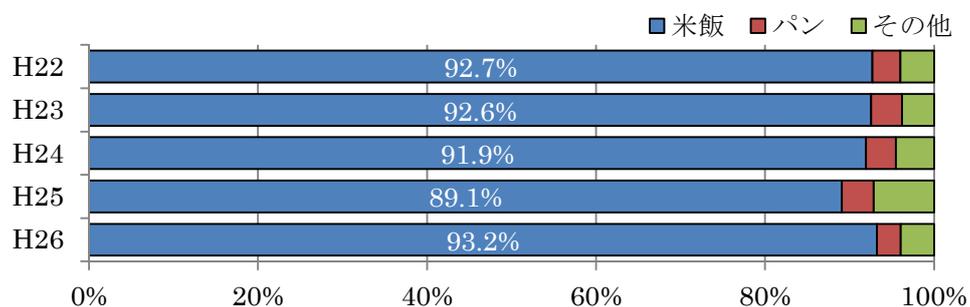


図4 主食・主菜・副菜をそろえて食事をしている者の主食種類（幼児期）

資料：三条市調べ

一方、市民の健康状態を見た場合、全体的には県全体の傾向と同様に、高血圧や脳血管疾患など生活習慣病の増加が依然として医療費を押し上げている実態（図5）があります。米飯を主食とした日本食を習慣化することは、生涯を通じた健康づくりに欠かせないものであり、あらゆる場面を活用して啓発活動を強化していくことが必要です。

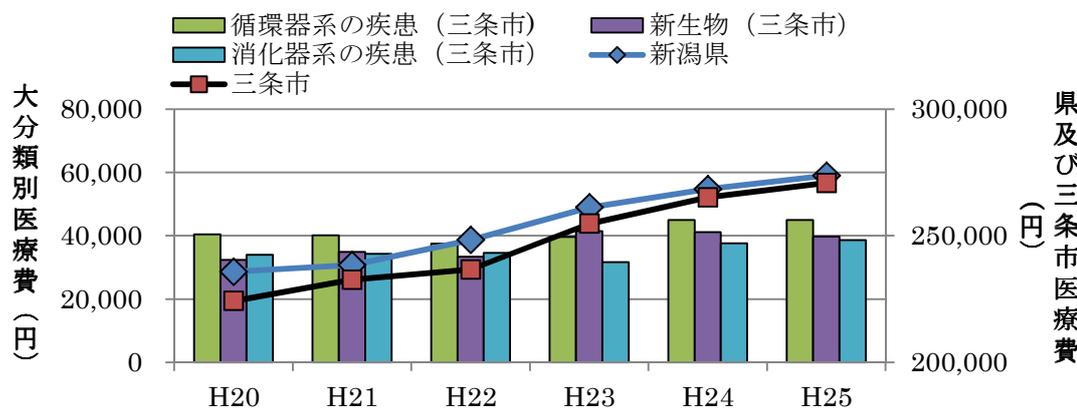


図5 疾病大分類別1人当たり医療費の推移

資料：H20年度～H24年度 疾病分類別（大・中分類）統計（H25年7月 新潟県国民健康保険団体連合会）
 H21年度～H25年度 疾病分類別（大・中分類）統計（H26年7月 新潟県国民健康保険団体連合会）

また、平成25年度に実施した「高齢者の食と暮らしの調査⁹」では、食事が楽しいと感じている人は共食¹⁰頻度が高く（図6）、栄養バランスも良く（図7）、生活満足度が高いこと（図8）が分かりました。この結果に基づき平成26年度から高齢者の共食機会創出を目的として実施した「まちなかで朝ごはん事業¹¹」では、高齢者の外出機会が促進され、交流が生まれるという手応えを得ることができました。

子どもの生活実態調査¹²では、孤食が年齢の上昇により増加する（図9）とともに、子どもの情緒面に影響すること（図10）が浮き彫りになりました。



図6 食事の楽しさ別の共食頻度

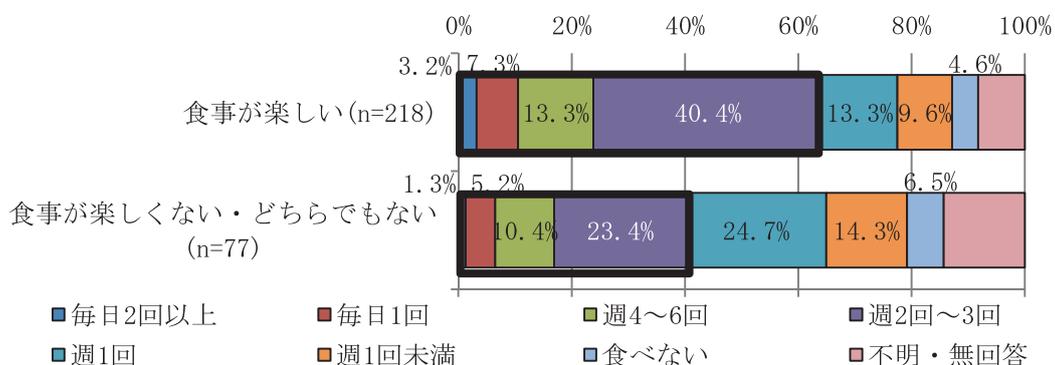


図7 食事の楽しさ別肉類摂取頻度

※肉のほかに魚、卵、大豆、果物で同様の傾向を示し、いずれも毎日1回程度食べることが望ましい。

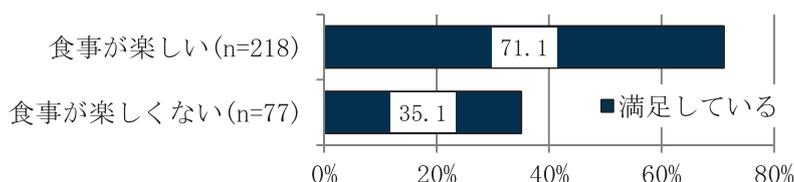


図8 食事の楽しさ別生活満足度

資料：高齢者の食と暮らしの調査

⁹ 高齢者の食と暮らしの調査

市内で高齢化率の最も高い三条小学校区の65歳以上を対象とした生活実態調査

¹⁰ 共食

家族や友人などと共にする食事

¹¹ まちなかで朝ごはん事業

定期露店市を会場に地産地消推進店や地域ボランティアの協力により実施した朝食提供事業（H26年度13回実施、H27年度12回実施）

¹² 子どもの生活実態調査

市内小中学生を対象とし食を中心とする生活実態調査（毎年実施）

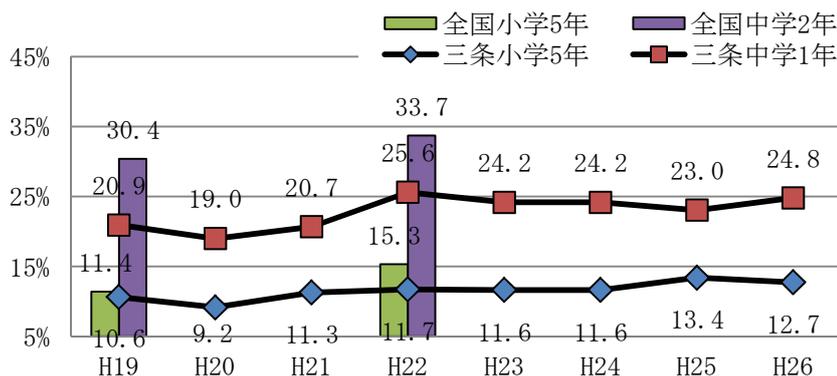


図9 朝食の孤食割合の推移

資料：児童生徒の食事生活実態調査(独立行政法人日本スポーツ振興センター) 子どもの生活実態調査

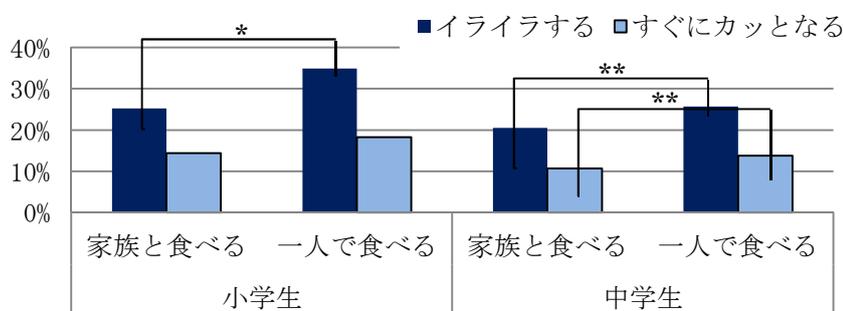


図10 孤食と共食で体調不良を訴える割合の比較

資料：子どもの生活実態調査

※ *p<0.05, **p<0.01 (χ²検定により、有意差あり)

平成25年12月の和食の無形文化遺産登録によって、和食を見直す機運が高まりつつあります。その反面、核家族化が進み、和食の食事作法が身につけていない子どもが増えていること(図11)が推察されます。また、お膳形式で提供する学校給食では、ひじきの煮物やきんぴらなどの副菜や汁物など野菜料理の残量が多く(図12・13)、子どもが和食を苦手とする様子が見られます。これらのことから、家庭で和食に触れる機会が減少していることが想定できます。家庭を始め保育所や学校などあらゆる場面で、伝統的な日本の食文化を継承していくことが必要です。

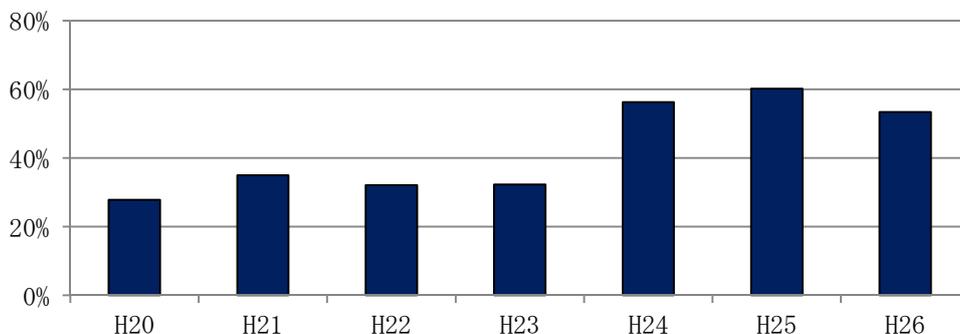


図11 保育所食育巡回指導における食事作法指導の実施回数割合

資料：三条市調べ

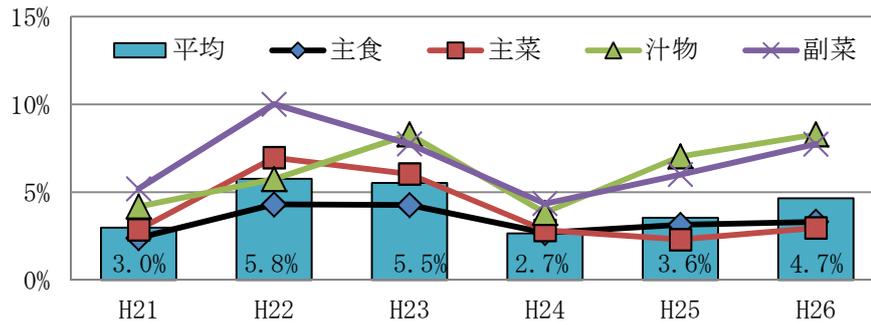


図12 献立別給食残量の推移（小学生） 資料：学校給食残量調査

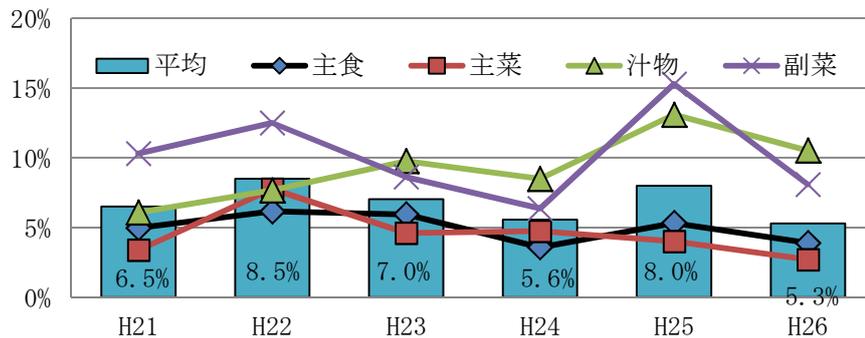


図13 献立別給食残量の推移（中学生） 資料：学校給食残量調査

また、関係者による食育の推進は受動的な取組になる傾向にあることから、関係者が自ら積極的に食育に取り組むよう、意識を高めていく必要があります。

【基本方針と主要施策】

(1) 望ましい食習慣の定着

市民一人一人が生涯を健やかに暮らしていくためには、1日3度の食事を基本とし、規則正しい生活リズムを身に付けること、バランス良く食べること、誰かと食事を共にすること、及び伝統的な食文化を継承していくことなど望ましい食習慣を定着させることが重要です。そのために、引き続き米飯食の推進を柱に据え、共食の推進、食文化の伝承に取り組めます。

ア 米飯食の推進

市民の健全な食生活の実現に向け、栄養バランスが良く、昔から食べ続けられてきた米飯食を推進します。特に、朝食において米飯を主食とする割合が低いことから、各世代に様々な場面を活用して米飯を主食とした朝食習慣を啓発します。あわせて、だしの取り方や試飲などの体験を含めた和食の啓発に努めます。また、飲食店での米飯食



米飯食の推進（学校給食）

や減塩献立の提供等、地産地消推進店¹³と連携して、自然と健康になれる食事環境を整備します。

イ 共食の推進

子どもの朝食欠食や孤食は心身に様々な影響を与えることから、早寝早起きに代表される眠育¹⁴と絡めた生活リズムの改善による朝食習慣の定着や共食の推進に取り組めます。また高齢者の低栄養の予防や外出機会の創出のほか、交流や生きがいづくりなど生活の質を向上させるため、さらに大人から子どもへ食文化を伝えるために、共食を推進します。

ウ 食文化の伝承

核家族化が進み、家庭の食育機能が低下し、家庭だけで食文化を継承していくことが難しくなっています。地域の食文化を子どもたちに継承していくためにも、保育所や学校、公民館などで郷土料理を指導できる人を増やします。

また、子どもたちには給食を始めとした食育活動において米飯を中心とした和食の継承を進めるとともに、稲作農家との交流や体験を通じて稲作文化について理解を深めるなど、食文化の伝承に取り組めます。

(2) 食育推進機運の醸成

ア 食育推進への理解促進

食育が市民に浸透し効果的に推進されるよう、市、市民、事業者及び農業者等の各主体が積極的に情報交換し連携を深めていく中で、食育推進機運を高め実践に結び付けていくことが重要です。

そのため、各主体間の連携を更に深めながら協力体制を確立し、一体となって食育推進の理解促進を図るとともに、各主体が行動するきっかけとなるよう「食育の日¹⁵」の取組に共食や米飯食を加えるなど、食育推進機運の醸成に努めます。



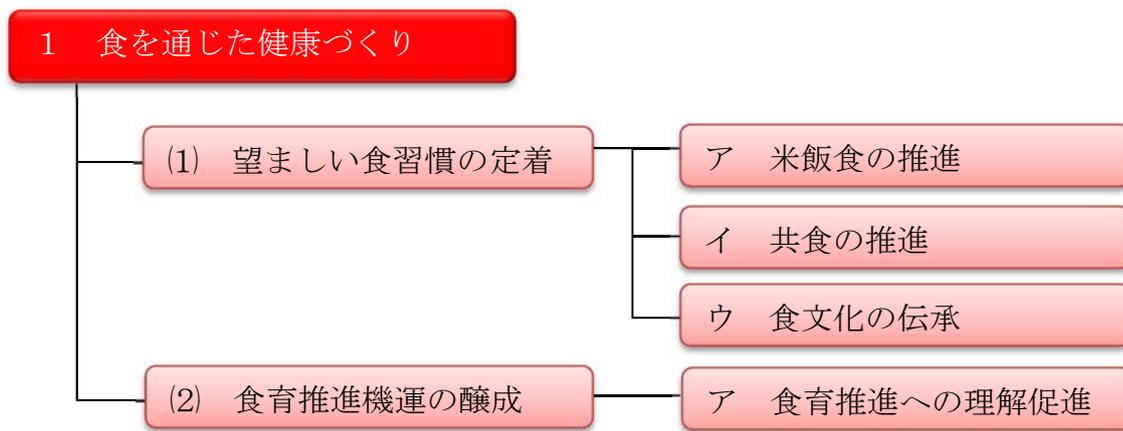
共食の推進（みんなで食べよう まちなかで朝ごはん）



食文化の伝承（高校生対象の笹団子作り講座）

¹³ 地産地消推進店 三条市が「三条市地産地消推進店認定事業実施要綱」に基づいて、地場農産物を積極的に取り扱う小売店、飲食店等として認定した店
¹⁴ 眠育 睡眠を望ましい方向に育む取組
¹⁵ 食育の日 食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図る機会とするため、国が定めた日（毎月19日）

【施策の体系】



【施策の説明】

基本方針	主要施策	想定される主な取組	各主体
(1) 望ましい食習慣の定着	ア 米飯食の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米飯を主食とした朝食習慣の啓発 ・ 和食の啓発 ・ 地産地消推進店の活用 	市、事業者、農業者等
	イ 共食の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者への共食推進 ・ 眠育と絡めた朝食における共食推進 ・ 多世代交流を通じた食文化の継承 	市、市民、事業者、農業者等
	ウ 食文化の伝承	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土料理の指導者育成 ・ 保育所及び学校での和食の継承 ・ 米作りと稲作文化の継承 ・ 多世代交流を通じた食文化の継承(再掲) 	市、市民、事業者、農業者等
(2) 食育推進機運の醸成	ア 食育推進への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者との連携、協力体制の確立 ・ 新たな視点での「食育の日」の活用 ・ 地産地消推進店の活用(再掲) 	市、市民、事業者、農業者等



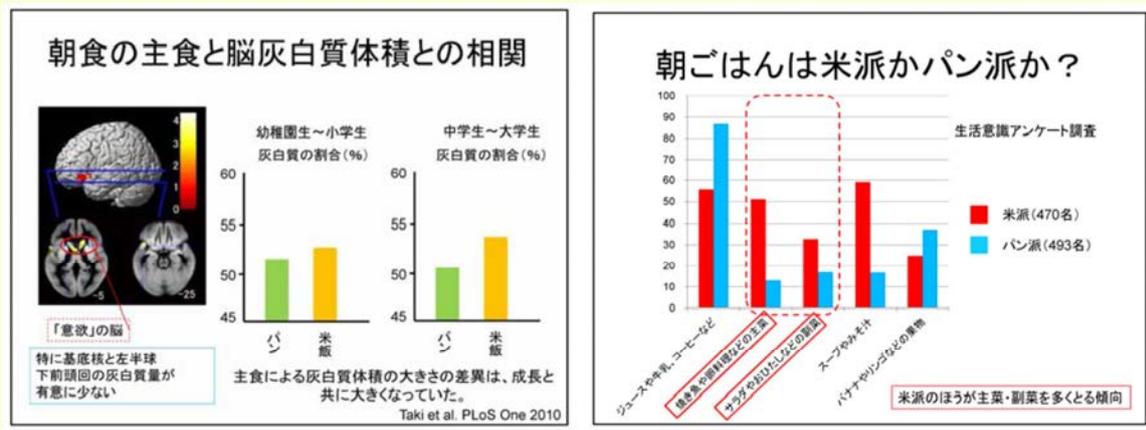
和食の啓発（離乳食チャレンジ教室 だしのとり方実演）

食と農のコラム 1

朝食の主食の種類で“脳の発達”が変わる!?

ごはん派の子どもはパン派の子どもに比べ脳が発達し、大脳の神経細胞の量が多いというデータがあります。当然、知能指数にも差が出ます。これは、ごはん派の方が明らかにおかずをしっかりと食べる傾向にあり、脳の発達に適した栄養状態になるためです。

パン派に多いのが“主食のみ”または“主食+飲み物”という食べ方です。脳の働きと朝食内容について注目すると、主食のみ食べた場合は何も食べていないのと同じ程度しか脳が働きません。脳のエネルギー源である炭水化物は主食に多く含まれますが、おかずに含まれる他の栄養素と合わせてとることで、初めてエネルギーとして使われるためです。朝食のおかずの数が多いほど、脳全体がよく働くことが分かっています。



学力と内発的意欲、朝ごはんの関係

子どもたちの学習意欲には2種類あり、「勉強したいからする」という内発的意欲と、「いい成績をとったら何か買ってもらえる」または「悪い成績だと怒られる」という外発的意欲です。内発的意欲が高い子どもはどの学年でも成績が上がり、逆に外発的意欲が高い子どもは成績が下がるという結果が出ています。小中学生2万2千人の結果から、内発的意欲には様々な要素が複雑に絡み合っていて影響しますが、最も影響力が大きいのは健康的な食習慣です。その中でも『豊かな朝ごはんを家族で食べる』ことが、一番の近道であることが分かっています。

参考：平成27年12月5日開催 東北大学教授 川島隆太氏 講演要約
(三条市／三条まんま塾 主催)



食と農の コラム 2

朝食抜き→脳出血の危険増！

朝食を抜く人は、毎日食べている人に比べて脳卒中を起こしやすいという調査結果を、国立がん研究センターなどの研究チームがまとめた。朝食を抜く食習慣と脳卒中との関連が示されたのは世界初という。

研究班は、45～74歳の男女約8万人を平均13年間追跡。1週間に朝食を取る頻度を0～2回、3～4回、5～6回、毎日の4群に分けて調べた。

その結果、期間中に3,772人が脳卒中を発症。朝食を週0～2回しか取らない人の脳卒中の危険度は、毎日取る人に比べて18%高かった。特に脳出血の危険度は、週0～2回の人には36%、3～4回で22%、5～6回で10%と、朝食の回数が少ないほど高かった。

くも膜下出血や脳梗塞、心筋梗塞などの心疾患では、関連性は出なかった。

高血圧は脳出血の原因に挙げられ、朝食を取ると血圧上昇が抑えられる一方、抜くと空腹によるストレスで血圧が上がるのが過去の研究で分かっている。

研究をまとめた磯博康・大阪大教授は「朝食を毎日取る習慣をつけ、生活習慣病の予防につなげるのが望ましい」と話している。

出典：読売新聞（平成28年2月5日）



食と農の コラム 3

「孤食」の多い高齢者はうつを発症しやすい傾向に!? 「共食」が必要

独りで食事をする人が多い「孤食」の高齢者は、一緒に食事をする人がいる高齢者に比べてうつになりやすいとの研究結果が発表された。一人暮らしの場合、孤食はうつの可能性が女性で1.4倍、男性は2.7倍にもなった。

研究には、2010年の時点で気分が落ち込むなどのうつ傾向がなく、要介護認定を受けていない全国の65歳以上の約3万7千人が協力した。参加した高齢者のうち、ひとり暮らしの男性で85%、女性で79%が孤食だった。

「高齢者のうつを予防するために、孤食ではなく共食を進める施策が必要とされている。友人や近隣の人を巻き込んで食事をするのを勧めたり、地域で会食サービスを行ったりすることが、予防に有効ではないか」と研究者は述べている。

今回の研究は、日本老年学的評価研究（JAGES）プロジェクトの一環として、東京大学大学院医学系研究科保健社会行動学分野の谷友香子氏らによって行われた。

過去のJAGESプロジェクトの調査では、孤食をしている高齢男性は食事の頻度が低下する傾向があり、共食している高齢男性に比べ欠食率が3.74倍高く、体格指数（BMI）が30以上の肥満の割合が1.34倍高いことなどが示されている。

出典：日本老年学的評価研究（JAGES）

2 食育と農業の視点「食と農で豊かな暮らしの実現」

【現状と課題】

本市では、保育所や学校で米飯給食を実施していますが、家庭における朝食時の米飯食は5割から6割と横ばいで推移し(図2)伸び悩んでいます。これは、全国調査の4割弱と比較して高い割合にありますが、増加の兆しが見えない状況です。こういったことを始めとする米離れは、生活習慣病の増加といった健康面への影響ばかりでなく、需要の減少等による米価下落、離農者や不作付地の増加など農業の活力低下にも影響を及ぼしています。これらの状況は、農地・農業用施設の維持活動にも影響を及ぼし、将来的に農業の持つ多面的機能¹⁶の喪失につながるおそれがあります。

さらに、米離れは、稲作を中心に様々な文化を築いてきた日本の伝統的な食文化の喪失につながります。また、核家族の増加も相まって、器の並べ方、箸の持ち方、食べる姿勢などの和食の作法を知らず、実践できない若者や子どもが目立っています。あらゆる場面で米飯食の回復を基本とした食文化継承の取組が重要です。

地産地消の推進については、地場農産物を積極的に取り扱う市内の小売店及び飲食店等を地産地消推進店として認定しており、年々増加(図14)し現在200店を超えています。また、地場農産物の普及を目的とした三条市地産地消ラベルシール(ボナペティシール)¹⁷の累計配布枚数は300万枚に近づき(図15)、消費者の地場農産物の選択的購入に寄与しています。このほか、保育所や学校の給食において、米を始め野菜類や芋類などの地場農産物の取扱いが増加しているほか、農業者が生産した農産物をスーパー・直売所等に直接持ち込み、店舗内の一角で専用のスペースを設けて販売するインショップの売上額も増加(図16)するなど地産地消の取組が定着してきています。今後は、これまでの取組の強化に加え、大口事業者等の地場農産物に対する潜在的な需要を発掘するため、大人の給食場面である病院や高齢者施設、弁当事業者等における地場農産物の利用促進を図るとともに、家庭における米飯食の回復と地場農産物の利用促進に重点的に取り組む必要があります。

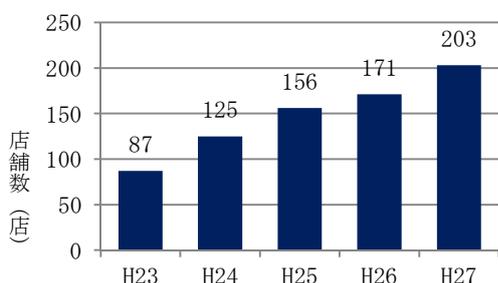


図14 地産地消推進店舗数の推移
H27.12末現在

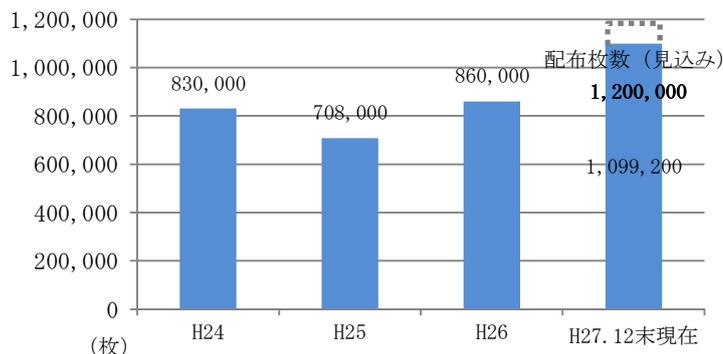


図15 ボナペティシール配布枚数
資料：三条市調べ

¹⁶ 農業の持つ多面的機能

農業が本来持つ農産物生産という役割以外に有する役割や機能。国土保全、水源涵養、自然環境の保全、良好な景観形成など

¹⁷ 三条市地産地消ラベルシール(ボナペティシール)

三条産農産物の知名度向上を図るために三条市で作成したラベルシールの名称。「ボナペティ」はフランス語で「召し上がれ」の意

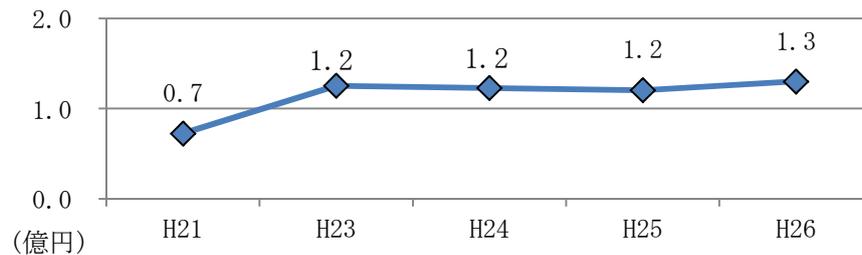


図16 市内インショップの売上額の推移

資料：新潟県農産物直売所調査



地産地消推進店



地産地消ラベルシール（ボナペティシール）

米飯食を回復し、食文化を伝承し、地産地消を推進していくことは、市民の健康で幸せな暮らしにとって、また地域農業の持続的な発展にとって欠かせないことです。そのためには、生産者と消費者の相互理解の促進が鍵となります。「消費者は、農産物が生産されるまでの農家の思いや苦勞を知り、地域の農業を支える意識を持つ」「生産者は、消費者である市民により安全で良質な農産物を安定供給するという責任感を持つ」という双方の意識の醸成とその上で一体感を持った行動が求められます。

【基本方針と主要施策】

(1) 地産地消の推進

ア 地域農業への理解促進

市民に安定的に食料を供給する地域農業を維持・発展させるためには、農業者だけでなく消費者も積極的に農業を支えていくという意識を持つことが重要です。そのため、消費者に農業を体験してもらう機会を創出するなど地域農業への理解を促進します。

イ 地場農産物の消費拡大

地場農産物の付加価値を高めるために、漬物等の食品開発及び販売を農業者等が自ら取り組めるよう支援するとともに、本市の先進的な取組であるボナペティシールの対象にそれら漬物等の農産物加工品を加えるなど、より多角的に地場農産物の消費拡大を図ります。

これまでの地産地消推進店認定制度は、多くの飲食店等が認定されることで地産

地消が市民に広く周知されることを目的としていました。今後も地産地消推進店認定制度を推進するとともに、更なる地場農産物の消費拡大を促すため飲食店及び医療機関や福祉介護施設等の給食担当者と農業者等との農産物商談の機会の拡充を図ります。

また、特産農産物の歴史、品種、特徴、栽培方法、出荷時期、生産量、栄養価、味、香り及び料理方法など、誰でも分かる

ように解説した食材カタログ様の資料（テキスト）を作成し、市民や事業者、農業者等がそれらを活用しやすい環境を整えるなど地場農産物の消費拡大を図ります。

ウ 食文化の伝承(第3章第1節ウの再掲)

核家族化が進み、家庭の食育機能が低下し、家庭だけで食文化を継承していくことが難しくなっています。地域の食文化を子どもたちに継承していくためにも、保育所や学校、公民館などで郷土料理を指導できる人を増やします。

また、子どもたちには給食を始めとした食育活動において米飯を中心とした和食の継承を進めるとともに、稲作農家との交流や体験を通じて稲作文化について理解を深めるなど、食文化の伝承に取り組みます。

(2) 農村環境の保全

ア 農業の多面的機能の理解促進

農業の恩恵は食料の確保にとどまらず、国土保全や水源涵養^{かん}¹⁸、良好な景観の形成、文化の伝承などの多面にわたる機能を有しています。今後もこれら機能の発揮の促進に向け、国の多面的機能支払制度¹⁹を活用し、農業の恩恵を享受できるような農村環境の保全に努めます。また、その保全に当たり農業者のみならず地域住民と協働で取り組むことで市民全体の理解を促進していきます。



農産物商談の様子



田の草取り体験



農業の多面的機能の理解促進（田んぼの生き物調査）

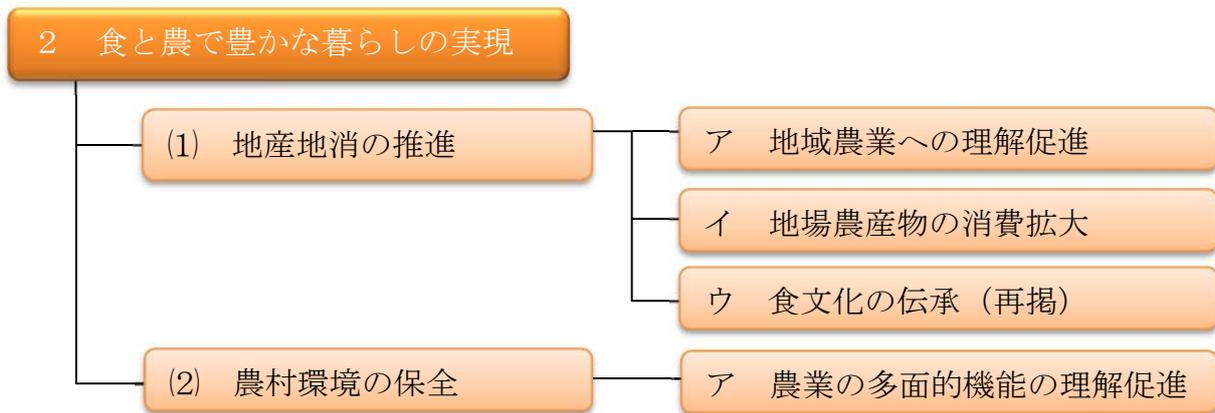
¹⁸ 水源涵養

降水や河川水が地下に自然に浸透し、地下水を豊かにすること（災害防止、漏水防止）

¹⁹ 多面的機能支払制度

農業・農村の有する地域資源（農地・農業用施設）の適切な保全管理の推進と多面的機能を維持・発展させるための地域の共同活動に対して支援する国の制度

【施策の体系】



【施策の説明】

基本方針	主要施策	想定される主な取組	各主体
(1) 地産地消の推進	ア 地域農業への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・わたしも庭先生産プロジェクト²⁰の導入 ・農業サポーター²¹、農業里親²²制度の導入 	市、市民、事業者、農業者等
	イ 地場農産物の消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ボナペティシールの普及拡大 	市、市民、事業者、農業者等
		<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消推進店認定事業の充実 	市、事業者、農業者等
		<ul style="list-style-type: none"> ・農業者と実需者²³のマッチング²⁴支援 	市、市民、事業者、農業者等
ウ 食文化の伝承(再掲)		<ul style="list-style-type: none"> ・地場農産物を活用した商品の開発、販売支援 ・特産農産物のテキスト化の推進 	市、事業者、農業者等
		<ul style="list-style-type: none"> ・郷土料理の指導者育成(再掲) ・保育所及び学校での和食の継承(再掲) ・米作りと稲作文化の継承(再掲) ・多世代交流を通じた食文化の継承(再掲) 	市、市民、事業者、農業者等
(2) 農村環境の保全	ア 農業の多面的機能の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしの中での農業の理解促進 ・多面的機能支払制度等の取組の充実 ・農業サポーター、農業里親制度の導入(再掲) 	市、市民、事業者、農業者等

²⁰ わたしも庭先生産プロジェクト 消費者自ら自宅の庭先やベランダなどで実際に農産物を栽培し、自家消費することで農業理解や地産地消を進める取組

²¹ 農業サポーター 農作業をしたい、園芸や野菜作りを学びたい等の考えから農業者の農作業を手伝うボランティア

²² 農業里親 農業を始めたいという人に対し、農作物の栽培管理技術や農業機械等を提供(貸出し)、農機具の使い方の指導などを行うことができる農業者

²³ 実需者 量販店、中食・外食産業、食品加工業者など、生産者から仕入れた商品を消費者に提供している者

²⁴ マッチング 需要側と供給側の調整を行い、販売や取引を仲介する取組

食と農の コラム 4

農業は文明の母でした

～「お米は生きている（富山和子/著 講談社刊）」より抜粋～

日本の大地に根を下ろしたいねは、たくさんのみりをもたらししました。たくさんとれば倉庫にたくわえ、保存することができました。

人口もふえていきました。すこしばかり異常気象がきても、もう以前のように、餓死するようなことは、すくなくなっていたからです。

人口がふえれば、もっとおおぜいの力をあわせることができました。いままでよりも大きな川から、水を引くことができました。もっとたくさん、水田をひらくことができました。すると、もっとたくさんお米をつくることができました。倉庫のたくわえも、どんどんふえていきました。

（中略）

余分のお米があれば、よその村でつくったべつの品物と、こうかんすることもできました。米づくりのための道具、くわやすきや、道具をつくるための鉄などこうかんすることもできました。布や着物とこうかんすることもできました。神に祈りをささげるためのまが玉や、首かざりや、その原料の石ともこうかんすることができました。金、銀、銅などのたからものや、動物の毛皮とも、こうかんできました。

米を運ぶための船、その船ともこうかんすることができました。

食糧がたくさんとれるということは、なんとすばらしいことでしょう。

毎年毎年、おなじようにつくれるということも、なんとありがたいことでしょう。

そして、保存できるということも、なんとたいせつなことでしょう。

文明というものは、このようにしてしだいしだいに発達していったのです。村々も、しだいしだいに大きくなっていったのです。

「農業は文明の母である。」といわれています。それは、このような意味からです。



3 農業の視点「持続可能な農業基盤の確立」

【現状と課題】

第2次農業活性化プランでは、農産物価格の長期的低迷や農業者の減少等に対し「所得の向上」と「担い手の充実」に焦点を当てて取り組んできました。

これらの取組を通じて、認定農業者一人当たりの平均経営面積の増加（図17）や認定新規就農者²⁵数の増加（図18）につながりました。

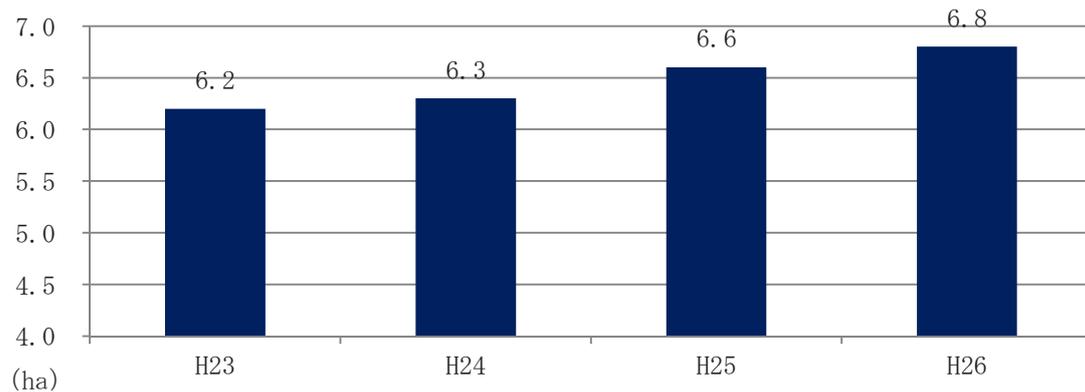


図17 認定農業者一人当たりの平均経営面積

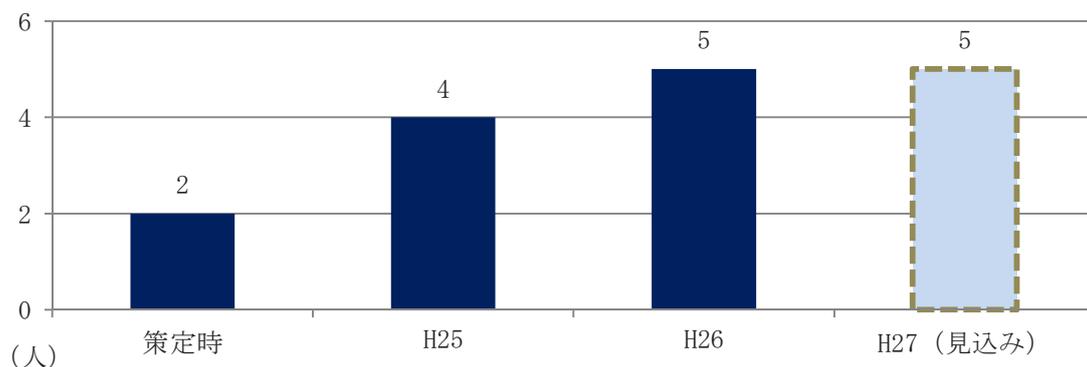


図18 認定新規就農者の数の推移

資料：三条市調べ

しかし、近年の米価の下落（図19）等による農業所得の減少は農業者の営農意欲を減退させ、離農が進み委託農地の増加が予想されます。また、農業者の多くは農業のみで生活に必要な所得を確保できておらず農外所得に依存しているのが実情です。そのため職業として専業農家を選択するものが少なく、結果として農業者の減少が進んでいます。

²⁵ 認定新規就農者

新たに農業経営に取り組むため市町村から農業経営基盤強化促進法に規定する就農計画の認定を受けた青年等。国、県、市等が重点的に支援

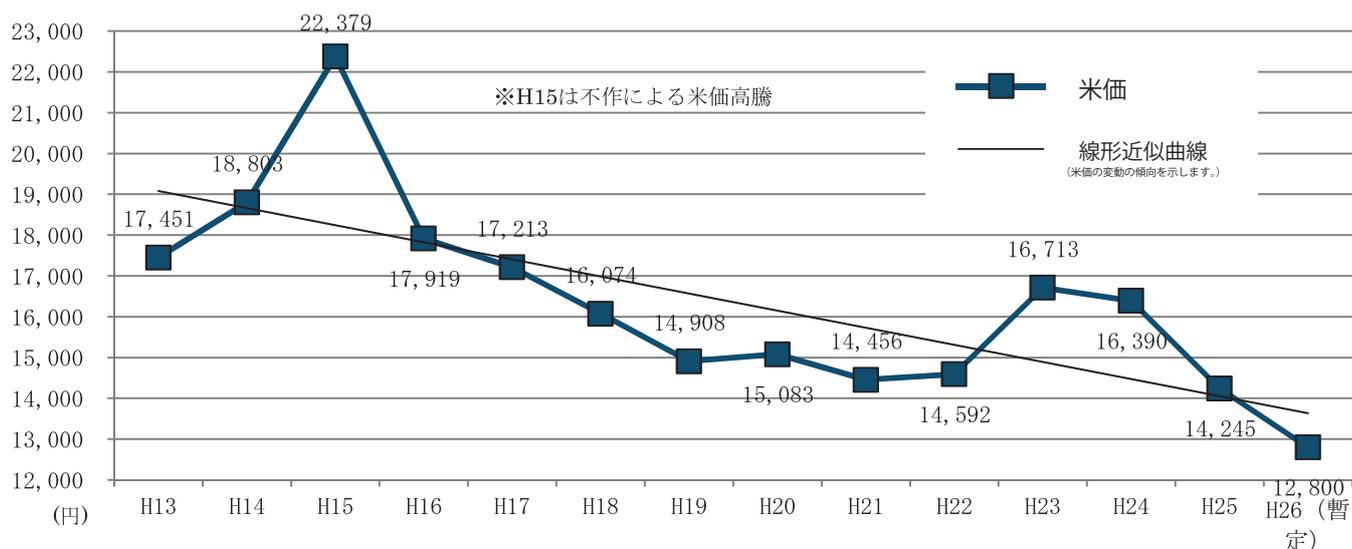


図 19 JA 米（コシヒカリ 1 等/60kg）価格推移

資料：にいがた南蒲農業協同組合

市内の農業者の多くは、農産物の販売について市場等に委ねています。このことは、農産物の出荷機会が確保されるものの、安定しない農産物の販売価格の中で生産原価に満たない販売になることもあります。そのため、農業経営の安定を図るためには、市場相場等に左右されない農業経営、すなわち自ら農産物の価格決定力を確保して農産物を販売できる環境を構築し農業から生活に必要な所得を得られる農業経営体の確保・育成を図ることが必要です。

また、市内の農業法人の多くは構成員（出資者）が農作業に従事する形態をとっていますが、近年は構成員の高齢化等により一部で農作業から退く者が始まっています。一方で、新たに構成員として加入して農作業に従事する者は少なく、労働力の確保が課題となっています。このため、これからの法人経営の継承と発展のためには、経営体質を強化して利益を上げ雇用を生み出す農業法人の育成が必要です。

さらに、今後も米価の下落傾向が続いた場合は農業者の離農が進むことによる委託農地の増加が予想されます。一方、農地の受け手は米価の下落による農業所得の減少に加え、受託農地の分散による作業効率の低下等により規模拡大が所得向上につながらないおそれがあり、これ以上の農地受託が進まないことも予想されます。このため今後も増加が予想される委託農地について、地域の農地の受け手に面的に集積し効率的に営農できる仕組みを構築する必要があります。

また、前述の農業の担い手の確保・育成を進め更に農地貸借の効率的運用を行ってもなお、今後一層進むと考えられる農業者の減少によって、これまで地域の多くの農業者で担われてきた農地・農業用施設の維持が困難になるおそれがあります。

地域農業の持続的な発展のためには、従来の親族が経営する農業経営体への就農である親元就農に加えて、近年の自然回帰志向等を背景として農業分野に関心を持ち農業に様々な形態で関わる層を「多様な農業者」として受け入れ支援していく必要があります。

を継続したくとも困難な状況になりつつあります。これら農業環境の変化に対応するため、今までの個人経営から集落営農へ転換を促進するなどの営農を継続できる体制の整備が必要です。加えて、地域農業の持続的発展のため農業生産基盤の維持・向上等を図る必要があります。

【基本方針と主要施策】

(1) 産業として成り立つ農業の確立

次のア、イの支援を行うことで、将来展望の持てる農業経営の先進事例を創出します。

ア 価格決定力のある農業者の確保・育成

生産から販売までを一貫して行うことで自ら価格決定することのできる体制の構築と経営に必要な耕地の確保を支援し、生活に必要な所得を得られる農業の定着を図ります。

また、これらの取組に加え、既に農業経営を行っている農業者等のうち一番星を目指す農業者に対し、先進農業者が農産物の営業・販売力の向上や農業経営の改善等の指導を行う取組を支援します。



多品目栽培されている先進農業者のほ場（茨城県土浦市 久松農園）を視察

イ 利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成

農業経営の継承と発展に役立てるため、経営体質を強化して利益を上げ雇用を生み出すための活動を行う法人の取組を支援します。

また、農業所得の確保に向け生産コストの低減や省力化技術の導入の取組、法人が農地を受託するに当たり効率的な農業経営に役立てるため、農地中間管理事業²⁶の活用などにより農地を面的に集積する取組を支援します。

²⁶ 農地中間管理事業 農地の中間的受け皿である農地中間管理機構（農地集積バンク）が貸し手から農地を借り受け、担い手へ貸し出すことにより、担い手への農地の集積・集約化を推進する事業

ア 多様な農業者の確保

国内では、これまでの農業に対する就農という形での携わり方のみならず、農業技術を習得したい、定年後就農したい、別に職業を持ちつつも農業を行ってみたいなど、農業に対する多様な需要が生まれています。これらの需要に対応して、本市の農業に様々な形態で従事できる仕組みを作り地域農業の持続的発展に貢献する農業者を確保します。

イ 農業環境の変化に対応した営農体制の整備

米価の下落や農業所得の減少等農業環境の変化に対応し、集落営農²⁷の設立等による地域農業の再編や生産コストの低減、省力化技術の導入、農業技術の継承等の取組を支援します。

ウ 農業生産基盤の維持・向上

農地の維持や農業用施設の維持・機能向上のため、土地改良区や農業者が行う土地改良事業等²⁸の計画的な実施に向けた取組を支援します。また、国土保全や水源涵養、良好な景観の形成など、農地が有している多面的機能の維持・向上のため、農業者等が行う多面的機能支払制度等の取組の充実を図るよう支援します。



刈谷田川右岸排水機場



多面的機能の維持・向上（田んぼダム）

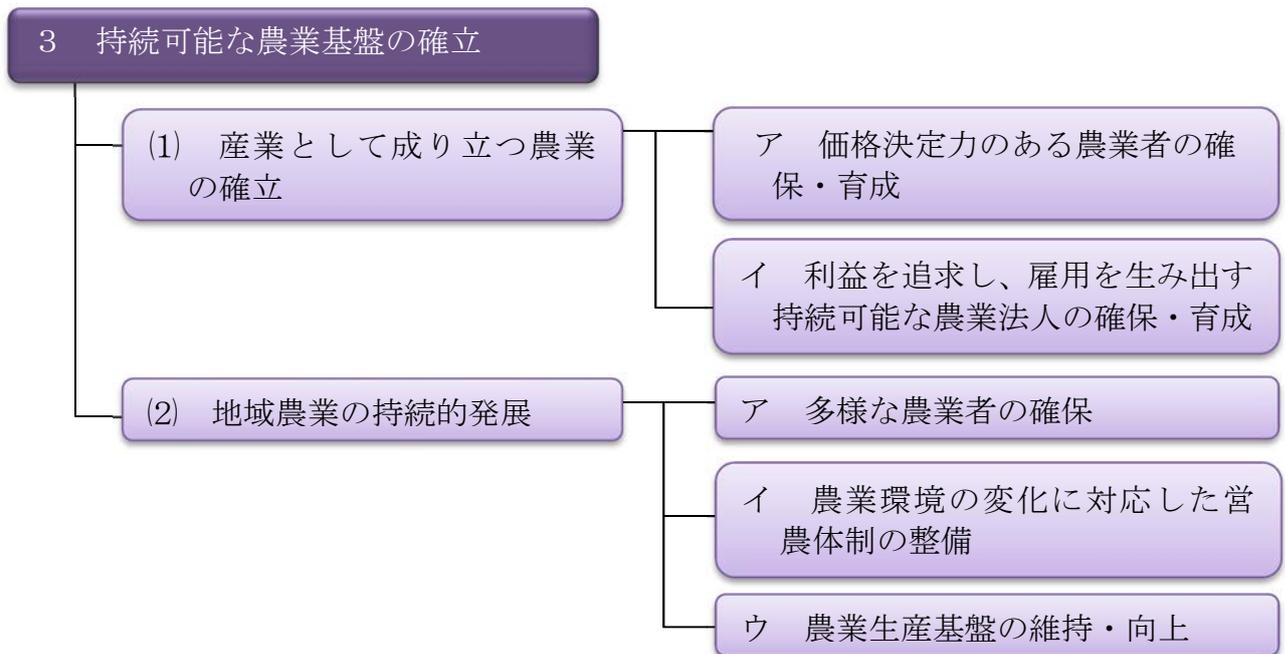
²⁷ 集落営農

集落を構成する全農家のうち、おおむね過半の農家が参加し、農業生産過程の一部又は全部について共同化・統一化に関する合意のもとに実施される生産活動

²⁸ 土地改良事業等

国、県、市及び土地改良区などが行う事業で、農業用排水施設の整備、農道の整備、ほ場条件の整備、農地等の保全管理、環境整備など

【施策の体系】



【施策の説明】

基本方針	主要施策	想定される主な取組	各主体
(1) 産業として成り立つ農業の確立	ア 価格決定力のある農業者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・営業、販売力向上支援 ・栽培技術の取得支援 ・新規参入者受入支援 ・価格決定力のある農業者の誘致 ・既存農業者の一番星育成支援 ・食品産業等販路開拓支援 ・6次産業化の推進 	市、事業者、農業者等
	イ 利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・農地集積の促進 	市、農業者等
		<ul style="list-style-type: none"> ・農業法人の体質強化支援 ・農地集積の促進（再掲） ・6次産業化の推進（再掲） ・低コスト、省力化技術等の導入 ・食品産業等販路開拓支援（再掲） 	市、事業者、農業者等
(2) 地域農業の持続的発展	ア 多様な農業者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・農業サポーター・農業里親制度の導入（再掲） 	市、農業者等
	イ 農業環境の変化に対応した営農体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農設立等地域営農再編支援 ・食品産業等販路開拓支援（再掲） ・低コスト、省力化技術等の導入（再掲） ・6次産業化の推進（再掲） 	市、事業者、農業者等
		<ul style="list-style-type: none"> ・農地集積の促進（再掲） 	市、農業者等

	ウ 農業生産基盤の維持・向上	・多面的機能支払制度等の取組の充実（再掲） ・土地改良事業等の計画的実施支援	市、農業者等
--	----------------	---	--------

食と農の コラム 5

食料輸入依存国の日本、食品ロス 642 万トン

現在、世界はすべての人々の需要に見合う十分な食料を生産しているのに、依然として8億人もの慢性的飢餓人口が地球上に存在することを知っていますか。

日本の食料自給率は39%、6割を輸入しているにも関わらず、食べ残しや売れ残り、規格外の食品を642万トン捨てています。これは日本の年間米消費量に相当します。

国連は、現在73億人の世界人口が2050年には93億人に達すると予測しています。また、地球温暖化による海面上昇などから、最悪の場合2080年までに農耕地が世界全体で30～40%減少する可能性があるとして報告しました。日本のような食料輸入依存国は、将来の食料不足に備える必要があります。

日本の農村は過疎化や高齢化が進んでいますが、農地を維持し農業を継続できる状態にしておくことが重要です。若い人たちに農業に入ってきてもらうには、魅力ある農業にしなければなりません。世界では今、日本食がブームです。

食料のロスや棄却を最小限に抑え、農業や食料を大切にする社会を構築していくことが、全ての人とその権利として十分な食料を入手できる社会づくりの第一歩です。

参考：平成28年2月20日開催 明治大学客員教授 小沼廣幸氏 講演要約
 （三条市農業担い手協議会／三条まんま塾 主催）



スーパーで販売される完熟堆肥を使った野菜

4 主要施策以外の取組

今後も推進していくべき主な取組について、これまでの食育推進計画や農業活性化プランの検証結果、社会情勢の変化を踏まえて、条例の基本的施策等に基づいて再整理を行いました。



食に関する講演会（しみん食育と農業のつどい）

基本的施策	主な取組	各主体
1 健全な食生活の実現	・健全な食習慣の定着	市、市民、事業者
	・米飯給食の推進	
	・規則正しい生活リズムの定着	
	・あらゆる媒体を活用した食に関する情報提供	市、事業者
	・食に関する体験や講演会を通じた食育の推進	市、市民、事業者、 農業者等
	・次世代農業教育事業 ²⁹ の推進	市、事業者、農業者等
2 食育の推進に関する普及啓発	・関係組織や団体と連携した健全な食生活のための知識普及	市、事業者、農業者等
3 食文化の継承の支援	・食に関する体験、交流活動の充実	市、市民、事業者、 農業者等
	・次世代農業教育事業の推進（再掲）	市、事業者、農業者等
4 環境保全の推進	・食品ロス ³⁰ の視点を持った講話や調理実習の充実	市
	・バイオマス資源 ³¹ の利活用促進（食品残渣堆肥化）	市、市民、事業者、 農業者等
	・有機栽培米 ³² ・県認証特別栽培米 ³³ の推奨	市、農業者等
5 農産物の付加価値の向上及び販路の拡大	・三条産米ブランド販路開拓の推進 ・規格外農産物の有効利用の推進 ・市場ピッキングセンター ³⁴ と連携した流通の促進 ・医療・福祉施設等の三条産農産物利用の促進	市、事業者、農業者等

²⁹ 次世代農業教育事業 市内小学生を対象に、農業や米に対する理解を深めるため、教育の一環として、田植え、稲刈り等の体験学習に取り組む事業

³⁰ 食品ロス 食品の廃棄や食べ残されたもの

³¹ バイオマス資源 再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの

³² 有機栽培米 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産手法を用いて生産された米

³³ 県認証特別栽培米 化学合成農薬及び化学肥料の窒素成分を慣行レベルの5割以上を削減して生産した米で、都道府県が基準を設定し認証した米

³⁴ ピッキングセンター 持込みされた農産物を流通先の要望に応じてパックや袋などに小分けに詰めて商品化し流通に乗せる施設

6 地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所及び学校での地産地消給食の推進 ・ 地元農産物利用促進 ・ 地産地消推進店認定事業の推進 ・ ポナペティシールの普及 	市、事業者、農業者等
7 農業生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多面的機能支払制度等の推進 ・ 土地改良事業等支援 	市、市民、事業者、農業者等
8 担い手の育成及び確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人・農地プラン³⁵」の推進 ・ 次世代農業教育事業の推進(再掲) 	市、事業者 市、農業者等
9 中山間地域等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等直接支払制度³⁶の推進 	市、市民、農業者等



地産地消の推進（学校・保育所給食生産者説明会及び目合わせ）



地産地消推進店ガイドマップ

³⁵ 人・農地プラン

持続可能な農業の実現に向け人と農地の問題を一体的に解決するため、地域で話し合い今後の地域農業の中心となる経営体や、それら経営体への農地集積手法、将来の地域農業のあり方などを決めた計画

³⁶ 中山間地域等直接支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持・管理していくための協定を締結し、それにしたがって農業生産活動等を継続するための活動に対して支援する国の制度

5 成果指標

計画の着実な進行を図るため、次のとおり取組指標を設定します。

視点	基本方針	主要施策	指標項目		現状値 (H26)	目標値 (H32)	
食を通じた健康づくり	望ましい食習慣の定着	米飯食の推進	朝食の主食に米飯を食べる人の割合	5歳児	57.8%	60%以上	
				小学5年生	62.1%	65%以上	
				中学1年生	59.8%	65%以上	
				40歳以上	—	※	
			主食、主菜、副菜をそろえたお膳のかたちで食べる者の割合	5歳児	30.6%	35%以上	
				小学5年生	50.9%	55%以上	
				中学1年生	44.0%	50%以上	
				40歳以上	82.8%	87%以上	
		共食の推進	家族の誰かと一緒に食事する回数が週7回以上の児童生徒の割合	小学5年生	—	※	
				中学1年生	—	※	
			誰かと一緒に食事する頻度が週1日以上ある高齢者の割合	高齢者(65歳以上)		—	※
				朝食欠食の割合		小学5年生	8.5%
					中学1年生	7.9%	5%以下
			食文化の伝承	箸が正しく持てる児童の割合	5歳児	—	※
	郷土料理の指導者育成数				—	※	
	醸成	食育推進機運の醸成	健康的なメニュー提供や啓発に取り組んだ地産地消推進店数		—	※	
			主体的に食育に取り組んだ事業者の数(地産地消推進店、保育所及び学校等教育施設)		—	※	

視点	基本方針	主要施策	指標項目	現状値 (H26)	目標値 (H32)
食と農で豊かな暮らしの実現	地産地消の推進	地域農業に関する理解促進	農業サポーター数	0人	20人
			農業里親制度活用者数	0人	5人
		地場農産物の消費拡大	特産農産物のテキスト化数	0品目	20品目
			地産地消推進店登録数	171店舗	220店舗
			地場農産物の売上額（インショップ）	1.3億円	1.4億円
	農村環境の保全	農業の多面的機能の理解促進	多面的機能支払制度取組率	94.5%	94.5%
	持続可能な農業基盤の確立	産業として成り立つ農業の確立	価格決定力のある農業者の育成・確保	価格決定力のある農業者の確保数	0人
既存農業者の一番星育成数				0人	1人
利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保育成			農業法人による新規雇用者数	0人	1人
地域農業の持続的発展		多様な農業者の確保	農業サポーター数（再掲）	0人	20人
			農業里親制度活用者数（再掲）	0人	5人
		農業環境の変化に対応した営農体制の整備	広域連携による農業機械利用活用農業者数	0人	20人
			低コスト・省力化技術等の取組面積	—	※
		農業生産基盤の維持・向上	多面的機能支払制度取組率（再掲）	94.5%	94.5%

※印は平成28年度に調査し、平成29年度に目標値を設定する。

第4章 計画の推進体制

1 各種計画との整合

本計画の推進に当たり、他の部門別計画などとの整合性を図り、関係部局が連携して全庁的に取組を進めます。

2 市における各部署の協力体制

本計画に関係する部署全体の協力のもと、各部署で担当している事業や取組に関する進捗状況及び目標の達成状況を把握し、点検、評価、分析を行い、進捗管理に努めます。

3 市、市民、事業者、農業者等の協働による推進

市、市民、事業者、農業者等の各主体が協力及び連携を図りながら、計画を効果的に推進するため、各主体間の食育や農業に関する情報の交換や人的交流、意見やアイデアの共有、連携した行動や事業の実施などを行います。

4 食育推進及び農業振興審議会による進捗状況の調査、審議及び公表

本計画の着実な実行を確保するため、本計画に基づく施策の進捗状況を食育推進及び農業振興審議会へ報告するとともに、市民に公表します。

5 計画の見直し

審議会や関係団体等各方面からの意見を踏まえ、施策の見直しや新たな取組の検討など、必要に応じて弾力的に対応することにより、計画を効果的に推進します。

資料編

資料1 三条市食育の推進と農業の振興に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策等（第9条—第18条）

第3章 食育推進及び農業振興審議会（第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

食は生命の源であり、農業はその食を支える大切な産業の一つである。

しかし、近年の社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中、私たちは、毎日の食の大切さを忘れがちになり、健全な食生活を失いつつある。栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加などに加え、食の安全や食の海外依存など様々な問題が生じている。

このような状況の下、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすためには、食に関する知識と食を選択する力を習得し、その食を支える農業の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てる食育を推進する必要性が高まっている。このことから、安全・安心な農産物が一層求められてくる農業においては、環境の保全に配慮し、安全・安心な農産物を安定的に供給できるなど農業の持続的な発展につながる農業の振興を図ることが重要となっている。

豊かな自然に恵まれた三条市が、より活気あるまちで在り続けるためには、この魅力ある自然を始めとする地域資源を生かし、すべての関係者が、食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であること及び食を支える農業が持続的に発展することが必要であることを認識し、相互理解を深めながら、それぞれの立場で食育の推進と農業の振興に一層努力していく必要がある。

ここに、食育の推進と農業の振興の基本理念と市、市民、農業者等及び事業者の責務や役割を明らかにし、それぞれの協働の下、だれもがずっと住み続けたいと思える生き生きとしたまちを実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自然的経済的社会的諸条件を生かした食育の推進と農業の振興に関し、基本理念並びに市、市民、農業者等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、食育の推進と農業の振興に関する基本的な施策等を定めることにより、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい生き生きしたまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。

- (1) 農業者等 農業者及び農業に関する団体をいう。
- (2) 事業者 教育関係者等及び食品関連事業者等をいう。
- (3) 教育関係者等 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体をいう。
- (4) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。

（基本理念）

第3条 食育の推進は、市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができるようにするため、家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる場所において、食について考える機会を確保することにより、市民が自らの食生活に関心を持ち、健康及び環境に配慮した食事を選択する力と健全な食生活を実践することができる技術を身に付けるとともに、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めることを目指して行われなければならない。

- 2 食育の推進及び農業の振興は、環境の保全に配慮した安全・安心な農産物の安定的な供給が確保されるとともに、その農産物の販路の開拓及び地産地消が推進されるよう行われなければならない。
- 3 農業の振興は、農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保されるとともに、地域の特性に応じた効率的かつ安定的な農業を確立し、その持続的な発展が図られるよう行われなければならない。
- 4 農業の振興は、自然環境の保全、良好な景観の形成等の農業の多面的機能が発揮されるよう行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進と農業の振興に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進及び農業の振興に寄与するよう努めるものとする。

（農業者等の役割）

第6条 農業者等は、基本理念にのっとり、環境の保全を重視し、安全・安心な農産物の安定的な供給等の実現に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 農業者等は、基本理念にのっとり、農業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、食生活における自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、市民の理解が深まるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 教育関係者等は、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進及び農業の振興に努めるものとする。

第8条 食品関連事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、食品の安全性の確保が健全な食生活の基礎であることを認識し、自主的かつ積極的に食育の推進及び農業の振興に努めるものとする。

第2章 基本的施策等

(計画の策定)

第9条 市長は、食育の推進及び農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策の方針などを定める計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進及び農業の振興に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食育の推進及び農業の振興に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、あらかじめ、三条市食育推進及び農業振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(健全な食生活の実現等)

第10条 市は、市民の健全な食生活の実現を図るため、適切な栄養管理及び環境に配慮した食事に関する知識の普及、情報提供等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、日本の食文化である米飯を主食とする食生活が適切な栄養の摂取に優れていることにかんがみ、保育所及び学校における米飯を主食とする給食等の実施並びに生涯学習、保健指導等による市民が米飯を主食とする食生活への理解を深める機会の充実等により、市民の健全な食生活の実現が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、農業者等と市民との交流を促進し、自然の恩恵及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(食育の推進に関する普及啓発)

第11条 市は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見及び情報の交換等により、その普及啓発を行うよう必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承の支援)

第12条 市は、地域の伝統ある優れた食文化の継承を推進し、これらの食文化が引き継がれるよう必要な施策を講ずるものとする。

(環境保全の推進)

第13条 市は、環境の保全に配慮した安全・安心な農産物を安定的に供給するため、有機質資源等を活用した土づくり並びに化学的に合成された肥料及び農薬の使用量の低減を行う栽培の方法の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

(農産物の付加価値の向上及び販路の拡大)

第 14 条 市は、農産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、農産物の高品質化、特産品の開発の支援、食品関連事業者等その他の農業に関連する産業及び他の地方自治体との連携強化の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第 15 条 市は、地産地消の推進を図るため、保育所及び学校の給食等における三条産の農産物の利用の推進、直売市等による市民が三条産の農産物を購入する機会の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

(農業生産基盤の整備)

第 16 条 市は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、安全・安心な農産物を安定的に生産するため、農業生産基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(担い手の育成及び確保等)

第 17 条 市は、効率的かつ安定的な農業経営を担う農業者の育成及び確保を図るため、農業者の経営管理能力の向上、農業者の組織化及び法人化の推進、農業経営に意欲のある新たな就農者など多様な担い手の確保及び支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(中山間地域等の活性化)

第 18 条 市は、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件の制約に伴う生産条件が不利な中山間地域等の活性化を図るため、地域資源を活用した産業の展開の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 食育推進及び農業振興審議会

第 19 条 市長の諮問に応じ、食育の推進と農業の振興に関する基本的事項及び重要事項の調査及び審議をするため、三条市食育推進及び農業振興審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

第 20 条 この条例に定めるもののほか、食育の推進及び農業の振興に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている計画は、第 9 条の規定により策定された計画とみなす。

資料2 三条市食育推進及び農業振興審議会委員名簿

推薦団体・組織名等	役職名	氏名	備考
学識経験者（新潟大学）	助教	栗生田忠雄	会長
三条市医師会	理事	神田達夫	
三条市農業委員会	会長代理	村山佐喜雄	
(公社)新潟県栄養士会三条支部	支部長	佐野千代里	
三条市農業担い手協議会	会長	山寄哲矢	
三条市食生活改善推進委員協議会	会長	外山迪子	
三条市消費者協会	副会長	高野万里子	副会長
三条商工会議所（食品関連代表）	常議員 食品関連部会副 部会長	高橋柘己	
新潟県産業廃棄物協会三条支部	会員	星野正義	
三条市PTA連合会	理事	坂井和世	
新潟県三条地域振興局	健康福祉環境部 副部長	太田昭子	
三条市立小中学校長会	会員	坪谷秀雄	
にいがた南蒲農業協同組合	営農経済部長	清水正弘	
公募委員		小山琴美	
公募委員		佐久間康之	

資料3 三条市食育推進及び農業振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三条市食育の推進と農業の振興に関する条例（平成21年三条市条例第4号）第19条第4項の規定に基づき、三条市食育推進及び農業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



三条市食育の推進と農業の振興に関する計画

平成28年3月策定

発行 新潟県三条市 福祉保健部健康づくり課
経済部農林課
〒955-8686 三条市旭町2丁目3番1号

電話 0256-34-5511 (代表)

FAX 0256-34-5572 (健康づくり課)

0256-33-7250 (農林課)

URL <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

E-mail kenko@city.sanjo.niigata.jp (健康づくり課)

nourin@city.sanjo.niigata.jp (農林課)